

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 佐 藤 保

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

記

第1 監査の概要

1. 監査の目的

市が公の施設の管理を行わせ、指定管理料を支出している次の団体について、平成29年度の指定管理にかかる出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを確認するため監査を実施した。

2. 監査の対象

団 体 名	施 設 名	所 管 課
(現) 特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会	平 賀 体 育 館	平川市運動施設 (管理係)
	平 賀 屋 内 温 水 プ ー ル	〃
	碓ヶ関屋内温水プール	〃
	尾 上 多 目 的 広 場	〃
	B&G 尾上体育館、尾上武道館 尾上野球場、尾上テニスコート 及 び 尾 上 体 育 館	〃

3. 監査の実施日及び監査実施場所

実施日：平成30年10月18・19日

実施場所：平賀体育館事務室

4. 監査の着眼点

今回は、主に次の観点について監査した。

- (1) 施設は関係条例・規則等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 施設管理に係る収支会計経理は適切か。
- (3) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適切か。
- (5) 利用促進のための努力が行われているか。

5. 監査の方法

- (1) 関係書類の実地調査
- (2) 団体及び所管課からの聴取調査

6. 管理施設の概要

(1) 名称、所在地、敷地面積等

① 平川市運動施設 平賀体育館

ア 所在地：平川市新館野木和18番地1号

イ 敷地面積：7,183 m²（相撲場 56 m²含む）

ウ 総建築面積：2,762 m²（1階 1,929 m²、2階 833 m²）

エ 建築構造：鉄筋コンクリート 一部2階建て

② 平川市運動施設 平賀屋内温水プール

ア 所在地：平川市新館野木和48番地

イ 総建築面積：1,610 m²

ウ 建築構造：鉄筋コンクリート 平屋建て

エ 施設内容：プール25m、幼児プール、事務室、多目的室、更衣室
採暖室、用具庫

③ 平川市運動施設 碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）

ア 所在地：平川市碓ヶ関高田20番地3号

イ 敷地面積：7,591 m²

ウ 総建築面積：2,696 m²

エ 建築構造：鉄筋コンクリート 一部2階建て

オ 施設内容：メインプール25m、サブプール18m、アメニティプール
トレーニング室、ファミリープール、事務室、会議室、役員
室、更衣室、採暖室、用具庫

④ 平川市運動施設 尾上多目的広場

ア 所在地：平川市新屋町北鶉野15番地1号

イ 敷地面積：6,470 m²

⑤ 平川市運動施設 B&G 尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館

ア 所在地：平川市新屋町北鶉野 15 番地 1 号

※但し、尾上体育館は「平川市中佐渡南田 95 番地 4 号」

イ 総敷地面積：45,159 m²

ウ 各施設内容

(1) B&G 尾上体育館

a. 建築面積：1,102 m²

b. 建物構造：鉄骨

c. 競技場内容：バスケット 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球 その他

(2) 尾上武道館

a. 建築面積：208 m²

b. 建物構造：木造平屋建て（1 2 1 畳敷き）

c. 競技場内容：柔道、空手、躰道 その他

(3) 尾上野球場

a. グラウンド面積：11,800 m²、スタンド面積：2,600 m²

b. ナイター照明有り、スコアボード（電光掲示板）有り

(4) 尾上テニスコート

a. 面数：6 面

b. 構造：ハードコート

(5) 尾上体育館

a. 建築面積：1,021 m²

b. 建築構造：鉄骨

c. 競技場内容：バスケット 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球 その他

(2) 使用時間・時間区分（平川市運動施設条例及び同条例施行規則から）

施設名称	使用時間	時間区分
平賀体育館	9 時～21 時	1 区分は 1 時間とする。
平賀屋内温水プール	10 時～21 時	1 区分は 1 時間 45 分とする。
碓ヶ関屋内温水プール	10 時～21 時	1 区分は 1 時間 45 分とする。
尾上多目的広場	9 時～21 時	1 区分は 1 時間とする。
B&G 尾上体育館、尾上武道館 尾上野球場、尾上テニスコート 及び尾上体育館	9 時～21 時	1 区分は 1 時間とする。

7. 現指定管理期間及び平成 29 年度指定管理料

施設名称	現指定管理期間	指定管理料
平賀体育館	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	13,709,000 円
平賀屋内温水プール	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	21,628,000 円
碓ヶ関屋内温水プール	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	32,174,000 円
尾上多目的広場	平成 27 年 7 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	1,350,000 円
B&G 尾上体育館、尾上武道館 尾上野球場、尾上テニスコート 及び尾上体育館	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	22,118,000 円
合計		90,979,000 円

8. 業務範囲（全施設共通）

- (1) 運動施設の利用に関すること。
- (2) 運動施設の管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- (4) 運動施設の利用促進に関する業務
- (5) 利用許可等に関する業務
- (6) 利用料金の収納等に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運動施設の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

9. 管理基準（全施設共通）

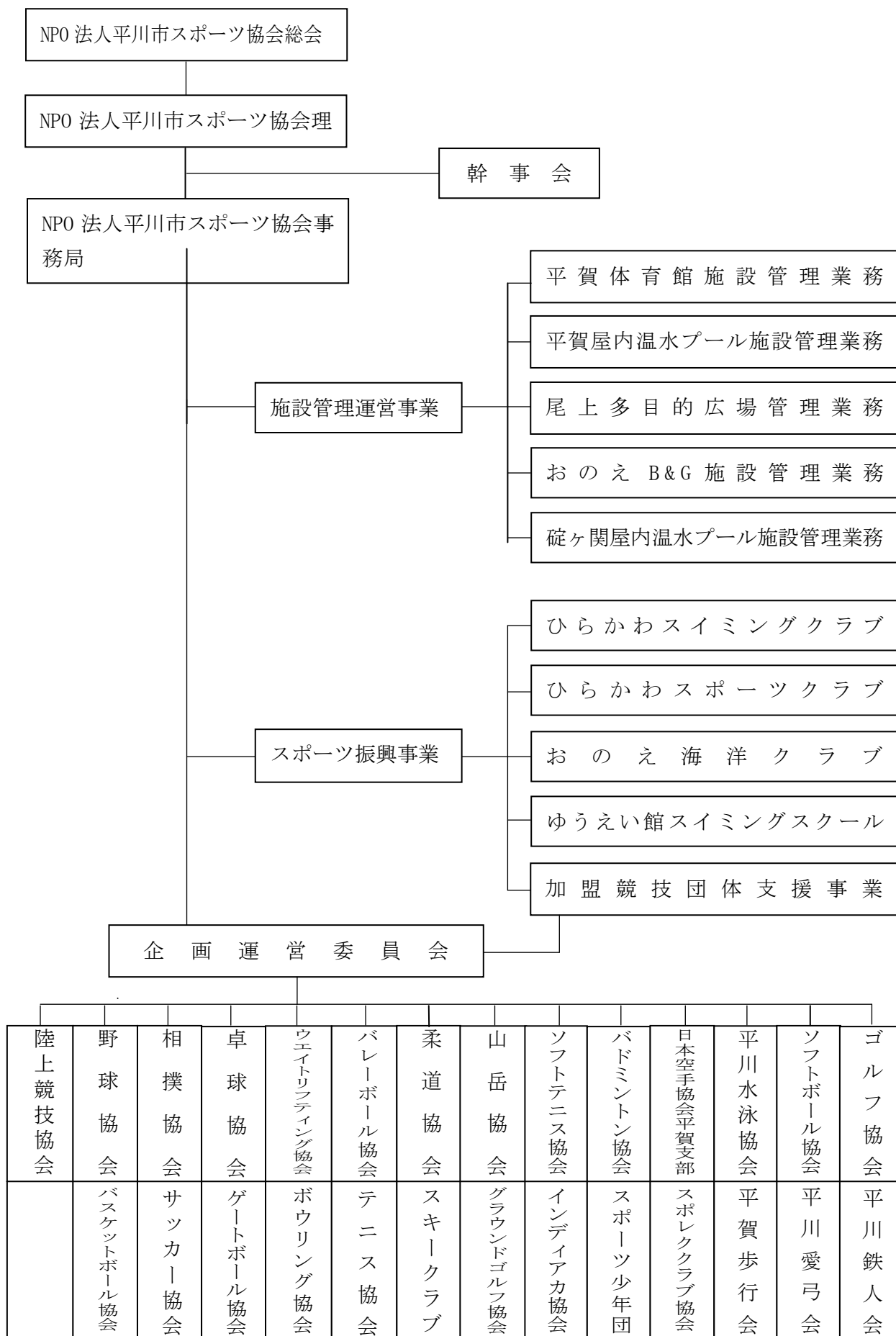
- (1) 関係法令、平川市条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者が常に安全な環境で利用できるよう管理を行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては個人情報保護法及び平川市個人情報保護条例の趣旨に基づき適正に行うこと。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (5) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。

10. 関係例規（全施設共通）

- (1) 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例
- (2) 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則
- (3) 平川市運動施設条例
- (4) 平川市運動施設条例施行規則

1 1. 事業概要

(1) 組織



法人の組織は、総会（理事及び監事の選任・解任、計算書類の承認、定款の変更等の権限を有する議決機関）、理事会（定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する）、監事（理事の業務執行の監督、財産の状況を監査等）、事務局（事業の実施機関）、並びに企画運営委員会（加盟競技 27 団体の正会員からそれぞれ 1 人選出）で構成されている。

平成 29 年度の役員は 14 名で、会長 1 名、副会長 2 名、理事長 1 名、理事 6 名、監事 3 名、事務局長 1 名である。

理事会が年間で 5 回（①平成 29 年度総会提案資料検討等、②第 72 回青森県民体育大会スケジュール等協議、ひらかわスポーツフェスティバル開催計画について、③各事業活動報告について、④各事業活動報告、体協 10 周年記念事業について、⑤ 30 年度事業計画及び予算案について）、又企画運営委員会が年 1 回（①第 72 回青森県民体育大会申込説明について）が開催されている。

尚、平成 30 年 5 月 26 日の通常総会にて、定款の変更により名称が変更され、平川市体育協会から平川市スポーツ協会に変更された。また協会役員の変更もなされ、会長及び理事長の変更と副会長の 1 名増・事務局長の廃止がなされた。

* 新会長 斎藤 三千義・新理事長 須々田 孝聖

（2）事業の内容

運動施設の管理運営は、スポーツの普及発展に係る専門的な視点から市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することに目的がある。

指定管理者の主な業務は、施設の維持管理、個人や団体の使用の承認、利用料金の収納、健康及び体力づくり増進事業である。

指定管理者は事業の基本方針として、市民のニーズに効果的・効率的に対応した市民本位の管理運営が基本で不可欠であることを認識し、体育施設の提供及び事業に取り組んでおり、当該事業計画に基づき施設利用者へのサービス向上に努めている。

1 2. 各施設の収支状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：円）

項	目	平賀体育館	平賀屋内 温水プール	碓ヶ関屋内 温水プール	尾上多目的 広 場	B&G 尾上体育館 他 4 施設
収 入	指定管理料	13,709,000	21,628,000	32,174,000	1,350,000	22,118,000
	使用料等	1,691,110	4,719,310	2,415,428	53,920	1,104,395
	その他 (自販機売上等)	300,283	640	218,846	0	566,049
	合計	15,700,393	26,347,950	34,808,274	1,403,920	23,788,444
支 出	給料手当	12,234,360	15,792,795	10,847,976	0	13,338,651
	旅費交通費	0	0	0	0	76,477
	通信運搬費	160,915	166,768	172,319	0	204,973

	消耗品費等	203,573	1,092,547	593,033	43,574	873,330
	修繕費	167,400	777,734	512,873	0	578,394
	燃料費	970,905	4,867,230	7,733,448	0	544,740
	光熱水料費	1,694,606	2,316,344	10,137,250	(原材)89,767	5,695,136
	賃借料	373,782	0	170,665	0	277,784
	保険料	100,660	55,783	31,907	0	226,800
	租税公課	895,504	976,635	859,725	400	891,904
	負担金支出	0	0			93,728
	委託費	665,064	3,660,336	3,018,577	972,000	3,305,892
	雑費	27,953	46,348	60,286	540	27,772
	合計	17,494,722	29,752,520	34,138,059	1,106,281	26,135,581
	収支差引額	△1,794,329	△3,404,570	670,215	297,639	△2,347,137

1.3. 指定管理施設全体の収支対前年度比

(単位：円、%)

項	目	平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減額 (C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
収 入	指定管理料	90,979,000	95,722,000	△4,743,000	△5.0
	使用料等	9,984,163	10,797,773	△813,610	△7.5
	その他 (自販機売上等)	1,085,818	1,218,192	△132,374	△10.9
	合計	102,048,981	107,737,965	△5,688,984	△5.3
支 出	給料手当	52,213,782	53,883,498	△1,669,716	△3.1
	旅費交通費	76,477	173,093	△96,616	△55.8
	通信運搬費	704,975	724,372	△19,397	△2.7
	消耗品費等	2,806,057	3,209,077	△403,020	△12.6
	修繕費	2,036,401	2,236,613	△200,212	△9.0
	燃料費	14,116,323	14,432,404	△316,081	△2.2
	光熱水料費	19,843,336	19,428,147	415,189	2.1
	原材料費	89,767	0	89,767	皆増

賃借料	822,231	841,953	△19,722	△2.3
保険料	415,150	571,290	△156,140	△27.3
租税公課	3,624,168	3,271,768	352,400	10.8
負担金支出	93,728	37,076	56,652	152.8
委託費	11,621,869	11,846,310	△224,441	△1.9
雑費	162,899	280,163	△117,264	△41.9
合計	108,627,163	110,935,764	△2,308,601	△2.1
収支差引額	△6,578,182	△3,197,799	△3,380,383	105.7

14. 運動施設利用状況（使用目的別施設／減免利用者数を含む）

（単位：人、％）

施設名(使用目的別)		年 度		増減額(C) (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)×100
		平成29年度 (A)	平成28年度 (B)		
平賀体育館	体育館	33,187	31,480	1,707	5.4
屋内温水プール	プー ル	34,470	30,712	3,758	12.2
碓ヶ関屋内温水 プール(ゆうえい館)	プー ル	18,212	19,541	△1,329	△6.8
尾上グラウンド	多目的広場	4,016	6,175	△2,159	△35.0
B&G 尾上体育館 尾上武道館 尾上野球場 尾上テニスコート 尾上体育館	B&G 体育館	12,287	19,848	△7,561	△38.1
	尾上武道館	2,824	3,108	△284	△9.1
	尾上会議室	908	844	64	7.6
	尾上野球場	7,922	11,147	△3,225	△28.9
	尾上テニスコート	4,070	6,509	△2,439	△37.5
	尾上体育館	20,679	23,671	△2,992	△12.6
	計	48,690	65,127	△16,437	△25.2
合 計	138,575	153,035	△14,460	△9.4	

15. 平成29年度事業実績

(1) 収支決算状況

指定管理施設全体の収支決算書の前年度との比較では、収入の部の合計が102,048,981円で、前年度より5,688,984円(5.3%)の減となっている。

これは、指定管理料が減となったことが主な要因である。

また、支出の部では、合計が 108,627,163 円で、前年度より 2,308,601 円 (2.1%) の減となっている。

これは、租税公課が増になっているが、それ以上に人件費が減となったことが主な要因である。

収入合計額から支出合計額を差し引いた額は、6,578,182 円の赤字となっており、赤字額は前年度より 3,380,383 円 (105.7%) の赤字増となっている。

(2) 施設利用状況

施設利用状況の前年度との比較では、利用者数合計が 138,575 人で、前年度より 14,460 人 (9.4%) の減となっている。

これは、尾上体育館とゆうえい館の修繕が行われ休館になったことが主な要因である。

第2 監査の結果

1. 結果

(1) 特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会に関する事項

指定管理施設が 9 箇所あり、指定管理料が高額となっているため、平成 29 年度より毎年実施する予定で、平成 30 年度も監査を実施した。

提出された書類及び事前に提出を求めた書類により聴取等を行った結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

また、平成 28 年度の大相撲平川場所の運営資金で発足された、平川市アスリートサポート委員会についても、参考までに書類等の提出を求め監査を実施した結果こちらも適正に処理されていた。

(2) 所管課に関する事項

収支会計経理の収支内訳書については、指定管理料を決定する上で重要な算定根拠となることから、今後も財務諸表等の内容をよく精査し、支出の実態を十分把握するとともに、団体と適時連絡を取り合いながら指導・助言をお願いする。

2. 総括

平川市運動施設は、市民スポーツの拠点施設として全市民を対象とするスポーツ活動の場であり、市民の健康管理、体力維持、また各種スポーツ競技に利用されている。

特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会においては、指定管理者として積極的に管理運営されていることに敬意を表するものである。

今後も所管課との連携を密にしながら、施設利用者の安全確保などに努めるとともに、利用者のニーズを把握しながら、施設の管理運営及び事業の更なる充実化を図っていただきたい。